

令状チェックシート

平成30年12月版

- ① 通常逮捕状
- ② 緊急逮捕状
- ③ 捜索差押許可状
- ④ 捜索許可状
- ⑤ 差押許可状
- ⑥ 検証許可状
- ⑦ 鑑定処分許可状
- ⑧ 捜索差押許可状（強制採尿）
- ⑨ 鑑定処分許可状（採血）
- ⑩ 身体検査令状（採血）
- ⑪ 鑑定処分許可状（頭髪採取）
- ⑫ 身体検査令状（頭髪採取）
- ⑬ 記録命令付差押許可状
- ⑭ 差押許可状（リモートアクセス複写）
- ⑮ 捜索差押許可状（リモートアクセス複写）
- ⑯ 捜索差押許可状（税関）
- ⑰ 臨検検索差押許可状（税関）

（末尾に公訴時効一覧表あり）

通常逮捕状(甲)(法199条)

様式第11号(刑訴第199条、規則第139条、第142条、第143条)

逮捕状請求書(甲)

平成30年12月1日

千葉簡易裁判所
裁判官殿

千葉中央警察署
刑事訴訟法第199条第2項による指定を受けた司法警察員
警部 信濃治彦

下記被疑者に対し、審査被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。
記

1 被疑者
氏名 甲野太郎
年齢 昭和39年7月30日生(54歳)
職業 会社役員
住居 千葉市中央区中央1-1-1

2 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
印

3 引致すべき官公署又はその他の場所
千葉中央警察署又は逮捕地を管轄する警察署

4 逮捕状を数通必要とするときは、その数及び事由
印

5 被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由
印

6 被疑者の逮捕を必要とする事由
印

7 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に検査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由
印

8 30万円(刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、2万円)以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、刑事訴訟法第199条第1項ただし書に定める事由
印

9 被疑事実の要旨
別紙記載のとおり

印

①簡裁・地裁の別、空欄に注意。

②請求書原本及び複本に受付印を押し、事件符号(簡裁「る」、地裁「む」)、事件番号を記入、押印。

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「甲」と記載し、担当裁判官を記載。

③請求者官公職氏名、押印、警察署印、請求権限のある者か確認。

④被疑事実とのそごがないかを確認。

⑤氏名(漢字に注意)、年齢(犯行時14歳以上であること)、職業、住居を該明資料で確認。

⑥記載漏れ注意。⑦掲げられた資料が提供されているか。⑧該当する場合は、記載内容に不備がないか確認。

⑨「被害届」等の資料を確認し、被害者の氏名、年齢、被害日時、被害場所等に誤りがないかチェック。

公訴時効も確認。★訂正がある場合は、原本も訂正すること!!

通常逮捕状(甲)(法199条)

逮捕状(通常逮捕)

被疑者の氏名 甲野太郎

被疑者の年齢
住居職業
罪名
被疑事実の要旨
被疑者を引致すべき場所
請求者の官公職氏名

有効期間 平成30年12月8日まで

有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。

平成30年12月1日

千葉簡易裁判所
裁判官 陸奥亞紀

逮捕者の官公職氏名

逮捕の年月日時
及び場所 平成 年 月 日 午 時 分
で逮捕

記名押印

引致の年月日時 平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

送致する手紙をした年月日時 平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

送致を受けた年月日時 平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

⑩発付裁判所に対応する逮捕状用紙を準備。

⑪被疑者の氏名を戸籍等で確認して、正確に記載。

⑫有効期間を記載。通常は7日間なので、初日は算入しないで、発付日に7を加えた日。

⑬発付年月日を記載(※深夜の場合に発付日が翌日になる可能性があるので注意!)。

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか確認。

※印の押捺は不要(平成30年12月1日から)

緊急逮捕状（乙）（法210条）

様式第16号(刑訴第210条、規則第139条、第142条、第143条)

逮捕状請求書（乙）

千葉簡易
裁判所
裁判官殿

平成30年12月1日

千葉中央警察署
司法警察員 警部 信濃治彦

信
濃
治
彦

下記被疑者に対し、
窃盜 被疑事件につき、逮捕状の発付を請求する。

1 被疑者

氏名 甲野太郎

年齢 昭和39年7月30日生（54歳）

職業 会社役員

住居 千葉市中央区中央1-1-1

2 逮捕の年月日時及び場所

平成30年12月1日午後3時00分

千葉市中央区中央4-1-1 内野三郎方前路上

3 引致の年月日時及び場所

平成30年12月1日午後3時40分

千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉中央警察署

4 逮捕者の官公職氏名

千葉中央警察署 司法逮捕 乙山二郎

5 引致すべき官公署又はその他の場所

なし

6 被疑者が罪を犯したことを探るに足りる充分な理由

なし

7 急速を要し裁判官の逮捕状を求めることができなかつた理由及び被疑者の逮捕を必要とする事由

なし

8 被疑者に対し、同一の犯罪事実又は現に検査中である他の犯罪事実について、前に逮捕状の請求

又はその発付があつたときは、その旨及びその犯罪事実並びに同一の犯罪事実につき更に逮捕状を請求する理由

なし

9 被疑事実の要旨

別紙記載のとおり

①簡裁・地裁の別、空欄に注意。

②請求書原本及び謄本に受付印を押し、受付時刻、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印。

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「乙」と記載し、担当裁判官を記載。

③請求官公職氏名、押印、警察署印を確認。

④被疑事実とのそごがないかを確認。法定刑が死刑、無期、長期3年以上の懲役・禁錮か。

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）、職業、住居を疎明資料で確認。

⑥「年月日時」と「場所」の双方の記載が必要。記載漏れが多いので要注意！！

⑦記載漏れ注意。記載漏れ（3に記載があれば「なし」の記載又は斜線押印）。

⑧掲げられている資料が提供されているか。記載漏れ注意。

⑨該当する場合は、記載内容に不備がないか確認。

⑩「被害届」等の資料を確認し、被害者の氏名、年齢、被害日時、被害場所等に誤りがないかチェック。

公訴時効も確認。★訂正がある場合は、謄本も訂正すること！！

緊急逮捕状（乙）（法210条）

逮捕状（緊急逮捕）

被疑者の氏名

甲野太郎

被疑者の年齢
住居
職業
被疑事実の要旨
請求者の官公職氏名
逮捕者の官公職氏名
逮捕の年月日時及び場所
引致の年月日時及び場所

別紙 [] のとおり

上記の被疑事実により、被疑者の逮捕を認める。

平成30年12月1日

千葉簡易裁判所

裁判官 陸奥ア紀

送致する手続をした
年月日時

平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

送致を受けた年月日時

平成 年 月 日 午 時 分

記名押印

注 引致前に逮捕状が請求された場合には、「引致すべき場所」欄を設けてこれに記載し、
「引致の年月日時及び場所」を削除する。

⑬発付裁判所に対応する逮捕状用紙を準備。

⑭被疑者の氏名を戸籍等で確認して、正確に記載。

⑮発付年月日を記載（※深夜の場合に発付日が翌日になる可能性があるので注意！）。

⑯記名、押印、訂正印、契印 [] の漏れがないか確認。

※印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

検索差押許可状 (法218)

検索
差押 許可状請求書
(捺印)

千葉簡易 裁判所
裁判官
平成30年12月1日

千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃治彦
(捺印)

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、
検索、差押 許可状の発付を請求する。
記

1 被疑者の氏名 甲野太郎
昭和32年10月2日生 (61歳)

2 差し押さるべき物
別紙1記載のとおり

3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
別紙2記載のとおり

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
千葉地方検察官
検察官
30.12.1
(6)第8001号
印

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し
押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その
電磁的記録を複写すべきものの範囲

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
被疑者は、平日、休日を問わず、昼間は不在にしていることが多い、夜間に
在室している蓋然性が高いため

7 犯罪事実の要旨
別紙3記載のとおり

検索差押許可状 (法218)

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官
(捺印)

検索差押許可状

被疑者の氏名 甲野太郎
及び年齢 昭和32年10月2日生
被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反 被疑事件
について、下記のとおり検索及び差押えをすることを許可する。

検索すべき場所
身体又は物 別紙1記載のとおり

差し押さるべき物 別紙2記載のとおり

有効期間 平成30年12月8日まで

有効期間超過後は、この令状により検索又は差押えに着手することができない。この場合
には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に
返還しなければならない。

平成30年12月1日
千葉簡易 裁判所
裁判官 陸奥亞紀
(捺印)

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信濃治彦
(8001号)

検索差押許可状 (法218)

別紙1

検索すべき場所
横浜市青葉区○○町○△丁目○番地コボ
(2-1)
被疑者居宅及びその附属建物
(1-1)

別紙2

差し押さるべき物
注射器、秤、メモその他本件と関係があると思われる物

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号 (簡裁「る」、地裁「む」)、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、
令状種別には「検差」と記載し、担当裁判官を記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名 (漢字に注意)、年齢 (犯行時14歳以上であること) を説明資料で確認

⑥説明資料とそごがないか確認 (別紙引用の場合も同じ)

⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪請求書どおり記載。別紙を引用する場合は、当該別紙を合綴

⑫有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日 (初日不算入)

⑬発付年月日を記載 (深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意)

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑮請求者の官公職氏名を記載

⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑰令状右下欄外に事件番号を記載 (年度の記載不要)

※印の押捺は不要 (平成30年12月1日から)

⑯契印漏れを確認。

⑰訂正印漏れを確認

検索許可状（法218）

検索許可状請求書

平成30年12月1日

千葉簡易裁判所
裁判官

千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃 治彦

下記被疑者に対する覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、検索許可状の発付を請求する。

1 被疑者の氏名 甲野 太郎 記 昭和32年10月2日生（61歳）

2 差し押さるべき物 別紙1記載のとおり

3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物 別紙1記載のとおり

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
証拠いんめつのおそれがあり、逮捕と同時に執行したく逮捕が夜間に及びおそれがあるため

7 犯罪事実の要旨 別紙2記載のとおり

検索許可状（法218）

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官

検査

検索許可状

被疑者の氏名 甲野 太郎 ⑥
及び年齢 昭和32年10月2日生 ⑦
被疑者に対する覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反 被疑事件について、下記のとおり検索をすることを許可する。 ⑧

検索すべき場所、身体又は物	別紙記載のとおり ⑨
有効期間	平成30年12月8日まで ⑩

有効期間経過後は、この令状により検索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、検索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成30年12月1日 ⑪
千葉簡易裁判所 ⑫
裁判官 陸奥 亞紀 ⑬

請求者の官公職氏名 千葉中央警察署 ⑭
司法警察員 警部 信濃 治彦 ⑮
(8001号) ⑯

検索許可状（法218）

別紙

検索すべき場所 ⑰
横浜市中区日本大通 ⑱
被疑者居宅及び附属建物

⑩契印漏れを確認

⑪訂正印漏れを確認

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「検」と記載し、担当裁判官を記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を該明資料で確認

⑥該明資料とそごがないかを確認

⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪別紙を引用する場合は合綴

⑫有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）

⑬発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑮請求者の官公職氏名を記載

⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※庁印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

差押許可状 (法218)

検査官
差押
許可状請求書
捺印

千葉簡易 裁判所
裁判官
千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信濃治彦
捺印

平成30年12月1日

下記被疑者に対する覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、
差押許可状の発付を請求する。

1 被疑者の氏名 甲野太郎 記
昭和32年10月2日生 (61歳) ②

2 差し押さるべき物 別紙1記載のとおり ④

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
千葉地方検察官家庭
裁判所
30.12.1
(る)第8001号 ⑤

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
印 ⑥

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差し
押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その
電磁的記録を複写すべきものの範囲 ⑦

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
被疑者は、平日、休日を問わず、昼間は不在にしていることが多く、夜間
に在室している蓋然性が高いため ⑧

7 犯罪事実の要旨
別紙2記載のとおり ⑨

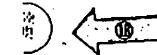
差押許可状 (法218)

この令状は日出前又は日没後でも執行することができる。裁判官

差押許可状

被疑者の氏名及び年齢	甲野太郎 昭和32年10月2日生
被疑者に対する覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件について、下記のとおり差押えをすることを許可する。	
差し押さるべき物	別紙記載のとおり ⑩
有効期間	平成30年12月8日まで ⑪
有効期間超過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内にあっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成30年12月1日 ⑫ 千葉簡易 裁判所 裁判官 陸奥ア紹 ⑬	
請求者の官公職氏名	千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃治彦 (8001号) ⑭

差押許可状 (法218)



別紙

差し押さるべき物

注射器、秤、メモその他本件と関係があると思料される物

①簡載・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号(簡裁「る」、地裁「む」)、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「差」と記載し、担当裁判官を記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名(漢字に注意)、年齢(犯行時14歳以上であること)を疎明資料で確認

⑥疎明資料とそごがないか確認(別紙引用の場合も同じ)

⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑩契印漏れを確認

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑪全ての被疑罪名を記載

⑫請求書どおり記載。別紙を引用する場合は、当該別紙を合綴

⑬有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日(初日不算入)

⑭発付年月日を記載(深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意)

⑮記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

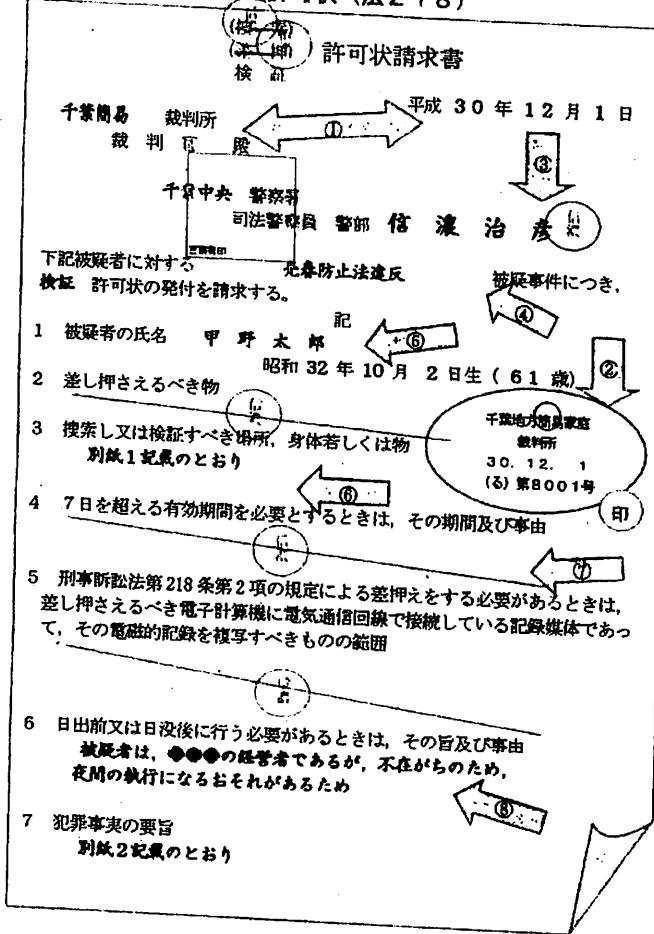
⑯請求者の官公職氏名を記載

⑰夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑱令状右下欄外に事件番号を記載(年度の記載不要)

※印の押捺は不要(平成30年12月1日から)

検証許可状 (法218)



検証許可状 (法218)

この令状は日の出前又は日没後でも執行する。——(バーク)

検証許可状	
被疑者の氏名 及 び年齢	甲野太郎
昭和32年10月2日生	
被疑者に対する について、下記のとおり検証することを許可する。	
検証すべき場所又は物	別紙記載のとおり
有効期間	平成30年12月8日まで
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成30年12月1日	
千葉簡易裁判所	
裁判官	陸奥亞紗子
請求者の官公職氏名	千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦
(8001号)	

検証許可状 (法218)

別 稿

検証すべき場所
千葉市中央区...
被疑者居宅及び

- ①簡裁・地裁の別、空欄に注意
 - ②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号記入、押印
 - ※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載、令状種別への記載は不要
 - ③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認
 - ④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認
 - ⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を疎明資料で確認
 - ⑥疎明資料とそごがないか確認
 - ⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載
 - ⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

鑑定処分許可状（法225）

鑑定処分許可請求書

千葉簡易裁判所 殿 平成 30年 12月 1日

千葉地方検察庁 檢察官 検事 白山太郎

下記被疑者に対する 教人 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名
千葉大学大学院医学研究院法医学 教授 春日一郎 (45歳)

鑑定を嘱託した年月日
平成 30年 12月 1日

鑑定嘱託事項

一、死因
一、死後経過時間

一、創傷の部位、程度
一、血液型その他参考事項

一、凶器の種類及びその用法

犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

記
千葉地方簡易裁判所
30.12.1
(5)第8001号

1 被疑者の氏名
甲野太郎 昭和 32年 10月 2日生 (61歳)

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建物若しくは船舶、検査すべき身体
解剖すべき死体・発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
氏名不詳の男性の死体
(推定年齢当時 30~40年代)

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

鑑定処分許可状（法225）

鑑定処分許可状

被疑者の氏名 及び年齢	甲野太郎 昭和 32年 10月 2日生
被疑者に対する殺人について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。	
鑑定人 氏名	千葉大学大学院医学研究院法医学 教授 春日一郎
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	別紙記載のとおり
身体の検査に関する条件	
有効期間	平成 30年 12月 8日まで
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 30年 12月 1日 千葉簡易裁判所 裁判官 陸奥アキ	
請求者の官公職氏名	千葉地方検察庁 検察官 検事 白山太郎 (8001号)

鑑定処分許可状（法225）

別紙

解剖すべき死体

氏名不詳の男性の死体（推定年齢 当時 30~40年代）

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所轄庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。令状種別の記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、印押があるか確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤鑑定人の職業及び氏名、嘱託年月日、嘱託事項の記載漏れがないか確認

⑥氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を説明資料で確認

⑦鑑定対象物が特定されているか確認

⑧7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪鑑定人の職業、氏名の記載漏れがないか確認

⑫別紙を引用した場合、合紙

⑬特になければ空欄のままで可（斜線で抹消も可）

⑭有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）

⑮発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意

⑯記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑰請求者の官公職氏名を記載

⑱令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印押の押捺は不要（平成30年12月1日から）

説明
別紙

検索差押許可状（強制採尿）

検索 差押 許可状請求書	
千葉簡易 裁判所 裁判官	平成 30 年 12 月 1 日
千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃 治彦	印
下記被疑者に対する 検索、差押 許可状の発付を請求する。	
1 被疑者の氏名 甲野 太郎 記	⑤
2 差し押さるべき物 被疑者の尿	②
3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物 被疑者の身体	⑥
4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由	印 ⑦
5 刑事訴訟法第 218 条第 2 項の規定による差押えをする必要があるときは、 差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、 その電磁的記録を複写すべきものの範囲	印 ⑧
6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由	印 ⑨
7 犯罪事実の要旨	印 ⑩
別紙記載のとおり	

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

- ②受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印
※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所屬庁、罪名、被疑者名を記載し、
令状種別には「検差」と記載し、担当裁判官を記載
③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認
④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないか確認
⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）を疎明資料で確認
⑥被疑者の尿、被疑者の身体となっているか確認
⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

検索差押許可状（強制採尿）

検索差押許可状	
被疑者の氏名 甲野 太郎	⑧ 昭和 32 年 10 月 2 日生
被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 について、下記のとおり検索及び差押えをすることを許可する。	
検索すべき場所、 身体又は物	被疑者の身体 ⑩
差し押さるべき物	被疑者の尿 ⑪
検索差押えに関する 条件	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法に より行わせること。 2 強制採尿のために必要があるときは、被疑者を 千葉市中央区中央 1-1 ●●病院 又は採尿に適する最寄りの場所まで運行することができる。 ⑫
有効期間	平成 30 年 12 月 8 日まで ⑬
有効期間超過後は、この令状により検索又は差押えに着手することができない。この場合に、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 30 年 12 月 1 日 ⑭	
千葉簡易 裁判所	印 ⑮
裁判官 陸奥 亜紀	印 ⑯
請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃 治彦	印 ⑰
(8001 号) ⑯	

⑧被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑨全ての被疑罪名を記載

⑩被疑者の身体と記載 ⑪被疑者の尿と記載

⑫条件欄の記載漏れがないか（病院の所在地、名称）。

⑬有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑭発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になるもの注意）

⑮記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑯請求者の官公職氏名を記載

⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

鑑定処分許可状（採血）－身体検査令状と

～で

鑑定処分許可請求書

千葉簡易裁判所 裁判官一級 平成 30 年 12 月 1 日

千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦

下記被疑者に対する 道路交通法違反 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名
千葉大学医学部附属病院 医師 千葉二郎 (40歳)
千葉県警察科学捜査研究所 技術職員 関内三郎 (35歳)

鑑定を嘱託した年月日
平成 30 年 12 月 1 日

鑑定嘱託事項
被疑者の本件犯行当時の精神状態、責任能力
の有無及び程度
犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

記

千葉地方検察官
裁判所
30.12.1
(る)第8001号

印

1 被疑者の氏名
甲野太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61歳)

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体
解剖すべき死体 発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
被疑者甲野太郎のアルコール濃度検査をするのに必要な
同人の血液

3 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
記

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。令状種別の記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、警察署印があるか確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそがないかを確認

⑤鑑定人の職業及び氏名、嘱託年月日、嘱託事項の記載漏れがないか確認

⑥氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）を説明資料で確認

⑦鑑定対象物が特定されているか確認

⑧7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

鑑定処分許可状（採血）

鑑定処分許可状

被疑者の氏名
甲野太郎
昭和 32 年 10 月 2 日生

被疑者に対する 道路交通法違反
について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。

鑑定人 業業 氏名
千葉大学医学部附属病院 医師
千葉二郎
千葉県警察科学捜査研究所 技術職員
関内三郎

立ち入るべき場所、
検査すべき身体、
解剖すべき死体、
発掘すべき墳墓又は
破壊すべき物

身体の検査に関する条件
採血は医師をして医学的に相当と認められる方法
により行わせること

有効期間
平成 30 年 12 月 8 日まで

有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日
千葉簡易裁判所
裁判官 陸奥亞紀

請求者の官公職氏名
千葉中央警察署
司法警察員 警部 信濃治彦
(8001号)

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪鑑定人の職業、氏名の記載漏れがないか確認

⑫血液量を記載するのが一般的。

⑬「採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」と記載

⑭有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑮発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意

⑯記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑰請求者の官公職氏名を記載

⑱令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

身体検査令状（採血）—鑑定処分許可状とセット

身体検査令状請求書

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易 裁判所
裁判官 厳

千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信 濃 治 彦

下記被疑者に対する 道路交通法違反
下記の者に対する身体検査令状の発付を請求する。
記

1 被疑者の氏名
甲野太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳)

2 身体検査を受ける者
氏名 甲野太郎
年齢 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳) 性別 男
職業 全社役員
住居 横浜市港南区港南 4-2-2
健康状態 健康

3 身体検査を必要とする理由
検査報告書記載のとおり、採血拒否の事由に出るおそれがあるため

4 検査すべき身体の部位
採血に必要な被疑者甲野太郎の身体

5 7 日を越える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

千葉地方法院家庭
裁判所
30.12.1
(6) 第 8001 号

印

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件等に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。
令状種別の記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）、職業、住居を説明資料で確認

⑥性別を記載

⑦健康状態を記載

⑧記載漏れないか確認。

⑨7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑩夜間執行の欄は「なし」又は斜線で抹消

身体検査令状（採血）

身体検査令状

被疑者の氏名 甲野太郎
及び年齢 昭和 32 年 10 月 2 日生

被疑者に対する 道路交通法違反
について、下記の者の身体の検査を許可する。
被疑事件

検査すべき身体 採血に必要な被疑者の身体

身体の検査 採血は医師をして医学的に相当と認められる方法に
に関する条件 より行わせること

身体の検査を受ける者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、10万円以下の
過料又は10万円以下の罰金若しくは拘禁に処せられ、あるいは罰金と拘禁を併科される
ことがある。

有効期間 平成 30 年 12 月 8 日まで

有効期間経過後は、この令状により身体の検査をすることができない。この場合には、
これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、身体の検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所
に返還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易・裁判所
裁判官 陸奥亞紀

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信濃治彦

(8001 号)

⑪被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑫全ての被疑罪名を記載

⑬「採血に必要な被疑者の身体」と記載

⑭「採血は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせること」と記載

⑮有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑯発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意

⑰記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑲請求者の官公職氏名を記載

⑳令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

鑑定処分許可状（頭髪採取）－身体検査令状、トで

鑑定処分許可請求書

千葉簡易裁判所 (1) 平成 30 年 12 月 1 日

千葉中央警察署 (2) 信濃治彦 (3)

司法警察員 警部 (4)

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件につき、鑑定を嘱託された次の者が、鑑定に必要な下記処分をすることの許可を請求する。

鑑定人の職業及び氏名
千葉大学医学部附属病院 医師 千葉二郎 (40歳)
千葉県警察科学捜査研究所 技術職員 関内三郎 (35歳)

鑑定を嘱託した年月日
平成 30 年 12 月 1 日

鑑定嘱託事項
被疑者から採取した頭髪につき下記の鑑定
(1) 覚せい剤含有の有無、あればその名称
(2) 参考事項
犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

記

1 被疑者の氏名
甲野太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61歳) (6)

2 鑑定人が立ち入るべき住居、邸宅、建造物若しくは船舶、検査すべき身体解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
被疑者甲野太郎の覚せい剤含有の有無を検査するのに必要な同人の頭髪 (7)

3 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由 (8)

千葉地方簡易裁判所
30.12.1
(6) 第8001号 (印)

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印
※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。
令状種別の記載は不要

③請求者官公職氏名、押印、警察署印があるか確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤鑑定人の職業及び氏名、嘱託年月日、嘱託事項の記載漏れがないか確認

⑥氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）を説明資料で確認

⑦鑑定対象物が特定されているか確認

⑧7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

鑑定処分許可状（頭髪採取）

鑑定処分許可状

被疑者の氏名及び年齢 甲野太郎 (8) 昭和 32 年 10 月 2 日生 (9)

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反 被疑事件について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。 (10)

鑑定人 氏名
千葉大学医学部附属病院 医師 千葉二郎
千葉県警察科学捜査研究所 技術職員 関内三郎 (11)

立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物
覚せい剤含有の有無を検査するのに必要な毛髪（ただし、50 本を超えない範囲）を被疑者の身体から採取すること (12)

身体の検査に関する条件
毛髪の採取は、毛根から抜去することなく、頭皮の近くから切断する方法によること (13)

有効期間 平成 30 年 12 月 8 日まで (14)

有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日 (15)

千葉簡易裁判所
裁判官 陸奥ア紀 (16)

請求者の官公職氏名 千葉中央警察署 司法警察員 警部 信濃治彦 (17)

(8001号) (18)

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載 ⑪鑑定人の職業、氏名の記載漏れがないか確認

⑫毛髪の本数を記載するのが一般的

⑬「毛髪の採取は、毛根から抜去することなく、頭皮の近くから切断する方法によること」と記載

⑭有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑮発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意

⑯記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑰請求者の官公職氏名を記載

⑱令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

身体検査令状（頭髪採取）一鑑定処分許可状とセ

身体検査令状請求書

千葉簡易 裁判所 殿 平成 30 年 12 月 1 日

千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信 濃 治 彦

下記被疑者に対する
下記の者に対する身体検査令状の発行を請求する。
記

1 被疑者の氏名
甲野 太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳)

2 身体検査を受ける者
氏名 甲野 太郎
年齢 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳) 性別 男
職業 会社員
住居 千葉市中央区中央 1-1-1
健康状態 健康

3 身体検査を必要とする理由
検査報告書記載のとおり、頭髪採取拒否の挙に出るおそれがあるため

4 検査すべき身体の部位
頭髪採取に必要な被疑者甲野太郎の身体

5 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

7 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

①簡裁・地裁の別、空欄に注意
②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印
※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名、担当裁判官を記載。
令状種別の記載は不要
③請求者官公職氏名、押印、警察署印があるか確認
④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認
⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）、住居、職業を疎明資料で確認
⑥性別を記載
⑦健康状態を記載
⑧記載漏れないか確認。
⑨7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載
⑩夜間執行の欄は「なし」又は斜線で抹消

身体検査令状（頭髪採取）

身体検査令状

被疑者の氏名
甲野 太郎

及
び
年
齢
昭和 32 年 10 月 2 日生

被疑者に対する
覺せい剤取締法違反
について、下記の者の身体の検査を許可する。

検査すべき身体	毛髪採取に必要な被疑者の身体
身体の検査 に關する條件	毛髪の採取は、毛根から抜去することなく、頭皮の近くから切断することによる。

有効期間 平成 30 年 12 月 8 日まで

有効期間経過後は、この令状により身体の検査をすることができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、身体の検査の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易 裁判所 殿
裁判官 陸 奥 亞 紀

請求者の官公職氏名
千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信 濃 治 彦

(8001号)

- ⑪被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載
⑫全ての被疑罪名を記載
⑬「毛髪採取に必要な被疑者の身体」と記載
⑭「毛髪の採取は、毛根から抜去することなく、頭皮の近くから切断することによる」と記載
⑮有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）
⑯発付年月日を記載。深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意
⑰記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。
⑱請求者の官公職氏名を記載
⑲令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）
※序印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

記録命令付差押許可状 (法 218 I)

記録命令付差押許可状請求書

千葉簡易 裁判所 平成 30 年 12 月 1 日

千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃治彦

下記被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、記録命令付差押許可状の発付を請求する。
記

1 被疑者の氏名 甲野太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61歳)

2 記録させ又は印刷させるべき電磁的記録
平成 30 年 11 月 1 日から同月 6 日までの間にメールアドレス「abcde@fgh.ne.jp」によって送受信された電子メールの通信履歴 (送受信の日時、送信元・送信先のメールアドレス)、メール本文及び添付ファイル

3 電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者
東京都新宿区〇〇丁目△一〇新宿ビルディング
株式会社〇〇通信データセンターセンター長 東京五郎

4 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

5 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
上記データセンターの業務終了後に記録命令、差押えの執行を行う必要がある

6 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

千葉地方検察官
千葉簡易 裁判所
30.12.1
(る) 第 8001 号 印

記録命令付差押許可状 (法 218 I)

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官 休憩

記録命令付差押許可状

被疑者の氏名 甲野太郎 生年月日 昭和 32 年 10 月 2 日
被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件について、下記のとおり記録命令付差押えをすることを許可する。

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録	別紙記載のとおり
電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者	別紙記載のとおり
有効期間	平成 30 年 12 月 8 日まで

有効期間経過後は、この令状により記録命令付差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、記録命令付差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日
千葉簡易 裁判所
裁判官 陸奥亞紀 休憩

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署 司法警察員 警部 信濃治彦
(8001 号)

記録命令付差押許可状 (法 218 I)

別紙

記録させ又は印刷させるべき電磁的記録

平成 30 年 1 月 1 日から同月 6 日までの間にメールアドレス「abcde@fgh.ne.jp」によって送受信された電子メールの通信履歴 (送受信の日時、送信元・送信先のメールアドレス)、メール本文及び添付ファイル

電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者

東京都新宿区〇〇丁目△一〇 新宿ビルディング

株式会社〇〇通信データセンター センター長 東京五郎

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号 (簡裁「る」、地裁「む」)、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「記差」と記載し、担当裁判官を記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそごがないかを確認

⑤氏名 (漢字に注意)、年齢 (犯行時 14 歳以上であること) を聴取資料で確認

⑥聴取資料とそごがないか確認 (別紙引用の場合も同じ)

⑦7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪請求書どおり記載。別紙を引用する場合は、当該別紙を合様

⑫有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日 (初日不算入)

⑬発付年月日を記載 (深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意)

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑮請求者の官公職氏名を記載

⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑰令状右下欄外に事件番号を記載 (年度の記載不要)

※印の押捺は不要 (平成 30 年 1 月 1 日から)

⑪契印漏れを確認

リモートアクセスによる複写の処分（差押許可状（法 218 II））

（被疑者）
差押
許可状請求書

千葉簡易裁判所
裁判官 殿

平成 30 年 12 月 1 日

千葉中央警察署
司法警察員 警部 信濃治彦

下記被疑者に対する覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、
差押許可状の発付を請求する。

記

1 被疑者の氏名 甲野太郎
昭和 32 年 10 月 2 日生（61 歳）

2 差し押さるべき物
被疑者の所有又は管理するパソコン

3 捜索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
千葉地方簡易裁判所
30.12.1
(る) 第 8001 号

4 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
印

5 刑事訴訟法第 218 条第 2 項の規定による差押えをする必要があるときは、差し
押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その
電磁的記録を複写すべきものの範囲
Web メールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者のアカウント
によりアクセス可能な記録領域

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
被疑者は、平日、休日を問わず、昼間は不在していることが多い、夜間
に在室している蓋然性が高いため

7 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり

リモートアクセスによる複写の処分（差押許可状（法 218 II））

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官 殿

差押許可状

被疑者の氏名 甲野太郎
昭和 32 年 10 月 2 日生

被疑者に対する覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反 被疑事件
について、下記のとおり差押えをすることを許可する。

差し押さるべき物	別紙記載のとおり
差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲	別紙記載のとおり

有効期間 平成 30 年 12 月 8 日まで

有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、
これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返
還しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日

千葉簡易裁判所
裁判官 陸奥亞紀

請求者の官公職氏名 千葉中央警察署
司法警察員 警部 信濃治彦
(8001 号)

リモートアクセスによる複写の処分（差押許可状（法 218 II））

別紙

差し押さるべき物
被疑者の所有又は管理するパソコン

差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
Web メールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者のアカウントによりアクセス可能な記録領域

（印）

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を記入、押印

※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令状種別には「差」と記載し、担当裁判官を記載し、備考欄に「リモート」と記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時 14 歳以上であること）を説明資料で確認

⑥説明資料とそがないか確認（別紙引用の場合も同じ）

⑦7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑩印漏れを確認

⑪被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑫全ての被疑罪名を記載

⑬請求書どおり記載。別紙を用いる場合は、当該別紙を合締

⑭有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日（初日不算入）

⑮発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）

⑯記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑰請求者の官公職氏名を記載

⑱夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑲令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成 30 年 12 月 1 日から）

リモートアクセスによる複写の処分（検索差押許可状（法218II））

検索
差押
許可状請求書

千葉簡易 裁判所
裁判官
千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信濃治彦
印

下記被疑者に対する、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、被疑事件につき、
検索、差押 許可状の発付を請求する。
記

1 被疑者の氏名 甲野太郎
昭和32年10月2日生（61歳）
印

2 差し押さえるべき物
被疑者の所有又は管理するパソコン
印

3 検索し又は検証すべき場所、身体若しくは物
横浜市青葉区○○町○△丁目○番地
コード101被疑者方居宅
印

4 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
印

5 刑事訴訟法第218条第2項の規定による差押えをする必要があるときは、差
押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その
電磁的記録を複写すべきものの範囲
Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者のアカウント
によりアクセス可能な記録領域
印

6 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
被疑者は、平日、休日を問わず、昼間は不在にしていることが多く、夜間に
在室している蓋然性が高いため
印

7 犯罪事実の要旨
別紙記載のとおり
印

リモートアクセスによる複写の処分（検索差押許可状（法218I））

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官
印

検索差押許可状

被疑者の氏名 甲野太郎
昭和32年10月2日生
印

被疑者に対する 覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反 被疑事件
について、下記のとおり検索及び差押えをすることを許可する。
印

検索すべき場所、 身体又は物	別紙記載のとおり 印
差し押さえるべき物	別紙記載のとおり 印
差し押さえるべき電子計算機 に電気通信回線で接続し ている記録媒体であって、そ の電磁的記録を複写すべき ものの範囲	別紙記載のとおり 印
有効期間	平成30年12月8日まで 印

有効期間経過後は、この令状により検索又は差押えに着手することができない。この場
合には、これを当裁判所に返還しなければならない。
有効期間内であっても、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判
所に返還しなければならない。
印

平成30年12月1日
千葉簡易 裁判所
裁判官 陸奥亞紀
印

請求者の官公職氏名 千葉中央 警察署
司法警察員 警部 信濃治彦
印

（8001号）
印

リモートアクセスによる複写の処分（検索差押許可状（法218II））

別紙
印

検索すべき場所

横浜市青葉区○○町○△丁目○番地コード101被疑者方居宅
印

差し押さえるべき物

被疑者の所有又は管理するパソコン
印

差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体で
あって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
印

Webメールサービスのサーバーの記録領域であって、被疑者の
アカウントによりアクセス可能な記録領域
印

①簡裁・地裁の別、空欄に注意

②請求書ごとに受付印を押し、事件符号（簡裁「る」、地裁「む」）、事件番号を
記入、押印

※令状請求事件簿に受付日、請求者の所属庁、罪名、被疑者名を記載し、令
状種別には「検差」と記載し、担当裁判官を記載し、備考欄に「リモート」と記載

③請求者官公職氏名、押印、警察署印を確認

④全ての被疑罪名を記載、被疑事実とのそがないかを確認

⑤氏名（漢字に注意）、年齢（犯行時14歳以上であること）を説明資料で確認

⑥説明資料とそがないか確認（別紙引用の場合も同じ）

⑦7日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載

⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

⑨被疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑩全ての被疑罪名を記載

⑪請求書どおり記載、別紙を引用する場合は、当該別紙を合紙

⑫有効期間を記載。通常は発付日に7を加えた日（初日不算入）

⑬発付年月日を記載（深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意）

⑭記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。
⑮請求者の官公職氏名を記載

⑯夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑰令状右下欄外に事件番号を記載（年度の記載不要）

※印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

⑪契印漏れを確認

検索差押許可状 (関税法 121)

検索
差押
許可状請求書

千葉地方裁判所
裁判官
東京税關成田税關支署
税關職員 財務事務官 信濃治彦

平成 30 年 12 月 1 日

下記犯則嫌疑者に対する
問根逐反 犯則事件につき、検索差押 許可状の発付を請求する。

記
1 犯則嫌疑者の氏名 (法人については、名称)
氏名 甲野太郎
生年月日 昭和 32 年 10 月 2 日生 (61 歳)
2 犯則事実の要旨
別紙 1 記載のとおり
3 検索すべき身体、物件若しくは場所
別紙 2 記載のとおり
4 差し押さえるべき物件
別紙 2 記載のとおり
5 関税法第 121 条第 2 項の規定による差押さえをする必要があるときは、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲
6 7 日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
7 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由
本件検索差押えは、クリーン・コントロール・アリバリー検査を実施し、本件貨物の受取人及び開帳者を特定した上で実施したいことから、やがて得手者が日の出前又は日没後になることも予想されるため、併せて夜間執行の許可を請求する。

①簡裁・地裁の別、空欄に注意
※請求者の所属官署の所在地を管轄する地裁又は簡裁に請求され、当該簡裁の管轄区域内に請求者の所属官署がない場合には当該簡裁では処理ができないことに注意 (関税法 121 条 1 項)
(例: 東京税關成田税關支署からの請求については千葉簡裁に管轄がない。
→ 千葉本庁においては千葉地裁で処理することになる。)
②請求者ごとに受付印を押し、事件符号 (簡裁「る」、地裁「む」)、事件番号を記入、押印
※令状請求事件簿に、受付日、請求者の所属庁、犯則罪名、犯則嫌疑者名を記載し、令状種別には「検査」と記載し、担当裁判官を記載
③請求者官職氏名、押印、税關署印を確認
④全ての犯則罪名を記載、犯則事実とのそごがないかを確認
⑤氏名 (漢字に注意)、年齢 (行為時 14 歳以上であること) を疎明資料で確認
⑥疎明資料とそごがないか確認 (別紙引用の場合も同じ)
⑦7 日を超える請求があるときは、期間及び事由を記載
⑧夜間執行の請求があるときは、その旨及び事由を記載

検索差押許可状 (関税法 121)

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。裁判官 (休憩)

検索差押許可状

犯則嫌疑者の氏名及び年齢
法人については名前
甲野太郎 昭和 32 年 10 月 2 日生

犯則嫌疑者に対する
関税法違反
犯則事件について、下記のとおり検索及び差押えをすることを許可する。

検索すべき身体、物件又は場所 別紙載のとおり

差し押さえるべき物件 別紙記載のとおり

有効期間 平成 30 年 12 月 8 日まで

有効期間経過後は、この令状により検索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返却しなければならない。
有効期間内であっても、検索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返却しなければならない。

平成 30 年 12 月 1 日
千葉地方裁判所
裁判官 陸奥ア紀

請求者の官職氏名 東京税關成田税關支署
税關職員 財務事務官 信濃治彦
(8001号)

検索差押許可状 (関税法 121)

別紙

検索すべき場所
千葉県大網白里市〇〇〇△丁目〇番地番号
▲▲▲方居宅

差し押さるべき物件

本件犯則事実に關係あると認められる

(1) 輸出入關係書類、郵便物、宅配便発送配達關係書類、国際通話關係書類、國際通話カード、国内通話關係書類、送金關係書類、旅行申込書類、旅行申込書類、旅行計画書類、旅行代金支払領收書、貨物外装
(以下略)

⑨契印漏れを確認。

⑩犯則嫌疑者の氏名、生年月日を戸籍等で確認して、正確に記載

⑪全ての犯則罪名を記載

⑫請求書どおり記載、別紙を引用する場合は、当該別紙を合綴

⑬有効期間を記載。通常は発付日に 7 を加えた日 (初日不算入)

⑭発付年月日を記載 (深夜の場合に請求の翌日になることがあるので注意)

⑮記名、押印、訂正印、契印の漏れがないか。

⑯請求者の官職氏名を記載

⑰夜間執行の請求がある場合、判断漏れ、印漏れがないかを確認

⑱令状右下欄外に事件番号を記載 (年度の記載不要)

※庁印の押捺は不要 (平成 30 年 12 月 1 日から)

臨検捜索差押許可状チェックシート

1 請求書受付のチェックポイント

- (1) あて先が簡裁、地裁でっているか確認（担当裁判官に○が付いていれば地裁処理となる。）。なお、請求者が東京税關成田税關支署の場合千葉簡裁に管轄はないので、常に千葉地裁があて先となる。
- (2) 請求書原本に受付印を押し、事件符号（簡裁→る、地裁→む）及び令状請求事件簿の事件番号を記入して認印する。
- (3) 令状請求事件簿の捜索差押インデックスの分類の受付日、請求者の所属庁、罪名、犯則嫌疑者名（被疑者名欄）を記載し、令状種別には「臨検捜差」と記載し、担当裁判官を記載する。
- (4) 令状審査票（臨検捜索差押一関税法犯則事件）の審査事項に従って、請求書を審査する。

2 令状作成のチェックポイント

- ① 臨検捜索差押許可状の用紙を使い、添付資料を確認しながら誤記のないよう犯則嫌疑者の氏名及び生年月日を記載する。
- ② 罪名を記入する。差し押さるべき物の特定に関し、「本件に關係する物件」とした場合は、罰条の記載について、裁判官の指示を受ける。
- ③④ 「臨検すべき物件又は場所、
捜索すべき身体、物件又は場所」、
「差し押えるべき物件」を記載する。
[別紙が複数ある場合は、「別紙2」「別紙3」等と特定して記載する。]
- ⑤ 有効期間（原則として発付から7日（初日不算入））を記入する。
- ⑥ 発付年月日を記入する（午前0時の日付変更に注意する。）
- ⑦ 請求者が東京税關成田税關支署の場合、発付裁判官の所属は千葉地方裁判所であることを確認する。
- ⑧ 担当裁判官のゴム印を押す。
- ⑨ 請求者の官職氏名欄は、請求書の公職、官職、氏名の順に記載する。
- ⑩ 請求書の「日出前又は日没後に
行う必要があるときは、その旨及
び事由」欄に夜間執行必要性の記
載がある場合は、臨検捜索差押許
可状の上部に夜間執行ができる旨
を記載したゴム印を押す。
- ⑪ 臨検捜索差押許可状右下欄外に令状請求事件簿の事件番号を記載する（年度、事件符号の記載不要）。
- ⑫ 臨検捜索差押許可状と別紙を左側2か所ホチキスで留めて、請求書及び一件記録とともに裁判官に提出する。

この位置に「17-2 記載例」が表示されたものが、
当直室に備え付けてあります。

3 令状発付のチェックポイント

- (1) 令状審査票の交付前審査欄を使用し、許可された臨検捜索差押許可状に裁判官の押印、契印及び訂正印の漏れがないか確認する。
- (2) 令状作成者でない者がダブルチェックを行う。
- (3) 臨検捜索差押許可状、請求書及び一件記録を請求者に渡し、令状請求事件簿の受領印欄に受領印を受ける。

※印の押捺は不要（平成30年12月1日から）

この令状は日の出前又は日没後でも執行することができる。 裁判官 印

臨検搜索差押許可状	
犯則嫌疑者の氏名及び年齢 (法人については、名称)	石川五右衛門 昭和●●年●●月●●日生
犯則嫌疑者に対する について、下記のとおり臨検、搜索及び差押えをすることを許可する。	覚せい剤取締法違反、関税法違反 犯則事件
臨検すべき物件又 は場所、搜索すべき 身体、物件又は場所	千葉市中央区中央●丁目●番●号 犯則嫌疑者●●●●●方居宅及び附属建物 別紙 のとおり
差し押さえるべき物件	本件違反事実に関係すると思料される覚せい剤 その他一切の文書及び物件 別紙 のとおり
有効期間	平成30年12月14日まで
有効期間経過後は、この令状により臨検、搜索又は差押えに着手することができない。 この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、臨検、搜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成30年12月7日 千葉地方裁判所 裁判官 千葉太郎 印	
請求者の官職氏名	東京税關成田税關支署 財務事務官 佐倉次郎

⑪ (第 8001 号)

公訴時効期間の改正一覧表(刑訴法250条)

同条 の号	同条		罪の種類	公訴時効期間の改正経緯			H22・4・27の法改正後 の具体的な罪の例	
				昭 23.7.10 改正	平 16.12.8 改正	平22・4・27改正 ・同日施行		
	1 項	2 項		昭24 ・1・1 施行	平17 ・1・1 施行	ア(人を死 亡させた罪) イ(ア以外 の罪)	ア	イ
(1)	(1)	死刑 除外	(1) 死刑に当たる罪 (以下「に当たる罪」 略)	15年	25年	公訴時効 なし	25年	殺人、強盗 殺人など 外患誘致、 現住建物 等放火など
(2)	(2)	(1)	(2) 無期懲役・禁錮	10年	15年	30年	15年	強制わいせ つ致死、強 姦致死など 通貨偽造、 強盗強姦、 身代金目的 略取など
-	-	(2)	- 長期20年の 懲役・禁錮	-	-	20年	-	傷害致死、 危険運転致 死など —
-	-	(3)	- 250条1項(1), (2) 以外の罪	-	-	10年	-	自動車運転 過失致死、 業務上過失 致死など —
-	(3)	-	(3) 長期15年以上 の懲役・禁錮	-	10年	-	10年	強盗、傷害 など
-	(4)	-	(4) 長期15年未満 の懲役・禁錮	-	7年	-	7年	窃盗、詐 欺、恐喝、 業務上横領 など
(3)	-	-	- 長期10年以上 の懲役・禁錮	7年	-	-	-	
(4)	(5)	-	(5) 長期10年未満 の懲役・禁錮	5年	5年	-	5年	特別公務員 暴行陵虐、 未成年者略 取、受託收 賄など
(5)	(6)	-	(6) 長期5年未満の 懲役・禁錮又は 罰金	3年	3年	-	3年	暴行、脅 迫、名譽棄 損、器物損 壊など
(6)	(7)	-	(7) 拘留又は科料	1年	1年	-	1年	侮辱など

※1 平22・4・27改正法の経過措置により、「この法律の施行の際既にその公訴の時効が完成して
いる罪については、適用しない。」(同法附則3条1項)。

※2 改正後の法250条1項の規定は平成16年改正法附則3条第2項の規定にかかわらず、同法
の施行前に犯した人を死亡させた罪であって禁錮以上の刑に当たるもので、この法律の施行
の際その公訴の時効が完成していないものについても、適用する(同法附則3条2項)。

※1、※2により、平成22年4月27日までに公訴時効が完成していない罪については、すべて新
法が適用されることとなる。